

## 素人そば打ち段位認定制度基本要綱

平成 28 年 4 月 1 日改正

### 第 1 条 目的

この要綱は、一般社団法人全麺協(以下「全麺協」という。)が実施する素人そば打ち段位認定制度(以下「段位認定制度」という。)に関し、その円滑な運営を図るため、基本的必要事項について定めることを目的とする。

### 第 2 条 段位認定制度の趣旨および目標

「そば」は我が国の長い歴史と地域の食文化の中で生まれ、全国のふるさとを代表する食物として日本人の日常生活の中で脈々と受継がれている。更に、そばを含む「和食」がユネスコ無形文化遺産として登録され関心が高まりつつあり、この伝統的な「手打ちそば」の文化は、「安全で健康な食品への志向」、「手作り文化の復活」、また、中高年齢層を中心とした人たちが「余暇を有効に活用するための趣味」として、全国的な広がりが見られる状況である。全麺協は、この気運を更に発展させるため、そば打ちを職業としない「素人」を対象に「そば打ち技能の習熟度」、「そばの普及活動による地域振興の貢献度」、「そばに対する取組み姿勢や態度」、「そばに関する知識の習得度合」等を審査し、全麺協の定める基準に基づき「段位」を付与する制度を制定した。この制度は全麺協の目的であるそばを通じの人間形成を目指し、心豊かで潤いのある生活の実現を図るとともに、地域活性化に取り組む各種団体と連携し、相互扶助と協働精神に基づいたいわゆる「結い」の精神に基づくそばによる地域振興を進めることに寄与し、そばに親しむ人が、全麺協が定める「そば道」を極めることを目標とするものである。

### 第 3 条 段位認定部および部会

全麺協定款第 37 条に基づく「段位認定事業部」および「部会」の組織は次のとおりとする。

- 1 段位認定事業部に部長を置き、部長は理事長の指名により理事をもってあてる
- 2 段位認定事業部に「段位認定部会」と「段位普及部会」の 2 部会を置く
- 3 前項の 2 部会にそれぞれ部会長を置き、部会長は理事長の指名により理事をもってあてる
- 4 段位認定部会及び段位普及部会の構成員は、段位認定事業部長の推薦により理事会の承認を受け理事長が指名する。

### 第 4 条 段位認定事業部 2 部会の任務

- 1 段位認定事業部段位認定部会の任務は、次の各号に定める通りとする
  - (1) 段位認定会における合格者に対する段位の付与業務

- (2) 「そば道」理念の設定と普及推進
- (3) 段位認定登録者(以下「認定登録者」という)の管理
- (4) 素人承認届の管理
- (5) 段位認定会の技能審査、書類審査等のあり方および審査方法の検討
- (6) 段位認定会の開催の審査等
  - ア 段位認定会開催会員の指定
  - イ 段位認定会開催の指導および支援
  - ウ 段位認定会開催時の審査員の指名
  - エ 段位認定会開催結果の確認
- (7) 段位認定審査員の選考および認定手続
  - ア 特任審査員の推薦
  - イ 全国審査員を選考し第10条に定める「段位認定審査員選考委員会」(以下「審査員選考委員会」という)への推薦
  - ウ 地方認定審査員(以下「地方審査員」という。)任用講習会の実施
  - エ 地方審査員認定申請者に対する書類審査及び審査能力の判定と選考委員会への推挙
  - オ 各審査員台帳の管理
  - カ 各審査員の更新手続の実施
- (8) 段位認定審査員の審査能力向上対策の実施
  - ア 特任審査員、全国審査員会議の開催および統一見解の検討
  - イ 地方審査員技術研修会の実施および指導
  - ウ 段位認定会における審査結果の分析および指導
- (9) 段位認定会の実施及び開催指導
  - ア 地域認定会、支部認定会の開催指導
  - イ 全国認定会(四段位、五段位認定会)認定講習会の実施
  - ウ 全国認定会(四段位認定会)書類審査の実施
  - エ 全国認定会(五段位認定会)一次審査及び筆記試験の実施
  - オ 全国認定会(五段位認定会)本審査の実施
- (10) 段位認定制度関係規定等の検討及び改正手続
- (11) その他段位認定制度の運営全般に関する事項

2 段位認定事業部段位普及部会の任務は、次の各号に定めるとおりとする

- (1) そば打ち技術の普及
  - ア 全麵協認証そば打ち教室、道場の開設承認
  - イ 全麵協認証そば打ち教室、道場への指導員の派遣
  - ウ 段位認定受験希望者に対するそば打ち技術指導
  - エ 全麵協主催そば打ち技術講習会の開催
- (2) 指定指導員の運用
  - ア 指定指導員会議の開催
  - イ 指定指導員による新規段位認定受験希望者への普及活動の実施

- ウ そば博覧会等におけるそば打ち体験教室の実施
- (3) 郷土そば打ち技術の保存および継承
  - ア 郷土そば打ち技術の映像保存
  - イ 郷土そば打ち技術の研究と継承

## 第5条 素人の定義

- 1 段位認定制度に於いて、「素人」とは「そばの専門家でなく、それを職業としていない者」とするが、次の各号に定める事項は「素人」と認定するものとする。
  - (1) 前条第2項第1号に定める「全麵協認証そば教室」でそばに関する知識、技術の指導を行い相応の手当等の支給を受けても「素人」と認定する。
  - (2) 全麵協が開催するそば博覧会のそば打ち体験教室等でそばに関する知識、技術を指導し相応の手当等の支給を受けても「素人」と認定する。
  - (3) 地方公共団体又はこれに準ずる団体の施設(道の駅、公民館等)においてそば打ち体験教室等を開催し、そばに関する知識、技術の普及に努めたと認められる場合には日当等の支給を受けても「素人」と認定する
- 2 段位認定者が前項各号に該当するときは、様式第3号「素人承認届」を、全麵協会員を通じて全麵協事務局に提出しなければならない。

この承認届を受理した全麵協事務局は、段位認定事業部に報告し、その経緯を明らかにしておかなければならない。
- 3 前2項に関わらずそば道段位認定制度の目的から見て「素人」であるか否かの判断で、疑義が生じたときは、事業部において検討し判断するものとする。ただし、重要な事案については、理事会に報告するものとする。

## 第6条 段位認定会の受験資格

- 1 「段位認定審査初段位認定会」は「何人」も受験することができる。ただし、段位認定者は、地域におけるそばの活動等を行う指導者としての役割が求められていることから、最小対象年齢を「13歳」とする。
- 2 二段位以上の段位認定会を受験する者は、全麵協定款に基づき制定された会費納入規程の定めにより、全麵協正会員の年会費に個人会員として年間の納入基準額 2,000 円を、正会員団体に所属していない者は特別個人会員としての納入基準額 5,000 円を納付していなければならない。

ただし、高校生以下の学生は、全麵協正会員団体に所属しておらず納入基準額 2,000 円を納入していない者又は会費納入規程第2条第3項に定める特別個人会員としての納入基準額 5,000 円を納入していない者であっても受験することができるものとする。
- 3 段位別受験資格、再受験までの期間、受験の条件等については別に定める。

## 第7条 段位認定制度審査基準規程及び審査方法

(ア) 段位認定制度審査基準規程(以下「審査基準規程」という。)および審査方法は、別に定める。

(イ) 審査基準規程及び審査方法等の策定又は改定は段位認定事業部が行う。ただし、重要事項の改定は理事会の承認を受けるものとする。

## 第8条 段位認定会

段位認定制度による段位は、原則として全麵協会員が全麵協の承認を受けて開催した、次に定める段位認定会における審査により認定するものとする。

### ① 地域認定会

初段位及び二段位は、全麵協会員が開催する「地域認定会」において認定する。

この認定会は、初段位及び二段位の認定会を、全麵協会員が原則として毎年度一回開催することができる。

地域認定会は、原則として2日間とし一日の受験者は一組12名で4組最大48名までとする。ただし、一日間の場合は一組12名で5組最大60名とすることができる。なお、多数の応募者があり、2日間以上の認定会開催が必要と認められるときは、段位認定部会と協議するものとする。

### ② 支部認定会

三段位は、支部毎に全麵協会員が開催する「支部認定会」において認定する。

この認定会は、各支部内で原則として毎年度2回開催できるものとする。ただし、特別な事由があるときは、段位認定事業部と協議の上この基準を超えて開催することができるものとする。

なお、支部認定会の受験者数については、前項を準用するものとする。

### ③ 全国認定会

四段位及び五段位は、全麵協が開催する「全国認定会」において認定する。四段位認定会は、全麵協が、毎年度全国で1か所開催するものとし、五段位認定会は、おおむね二年に一回開催する。ただし、四段位、五段位認定会とも、特別の事由があるときは、理事会の承認を得て上記の基準を超えて開催することができるものとする。

なお、全国認定会の技能審査又は本審査の受験者数については、(1)項を準用するものとする。

また、全国認定会の運用に関する細部事項については、別に定める。

## 第9条 段位認定会の開催手続

前条に基づき全麵協会員が、段位認定会を開催するときは、開催日の3カ月前までに、所属支部を通じて全麵協事務局に様式第1号「段位認定会開催申請書兼後援申請書」を提出し、段位認定事業部の書類審査を経て理事長の承認を

受けるものとする。

なお、前条の段位認定会の審査員は、段位認定事業部が選考する。

- 2 地域および支部認定会は、受験者が15名以上になるよう努めるものとする  
ただし、高等学校において段位認定会を行う場合等で特別の事由のあるときはこの限りではないものとする
- 3 前項により、段位認定会を開催した全麵協会員は、認定会終了後20日以内に様式第2号「段位認定会開催結果報告書」により、全麵協事務局に報告しなければならない。  
なお、各認定審査員の審査結果についても、同時に報告しなければならない。
- 4 段位認定会を開催する全麵協会員は、段位認定部会が作成した「素人そば打ち段位認定会開催と運営の手引き」等を参照し、できる限り全国統一した基準により、段位認定会が実施されるように努めなければならない。

## 第10条 審査員選考委員会

- 1 段位認定会の技能審査およびその他の審査を公平・公正かつ適正に実施するため、その審査を行う審査員を選考する「段位認定審査員選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- 2 選考委員会の構成および運営については別に定める。

## 第11条 認定審査員

- 1 段位認定会における審査を公平・公正かつ適正に行うため、全麵協に次の審査員を置く。
  - (1) 特任審査員  
特任審査員は、全麵協顧問、相談役、参与および全国審査員の経歴を有する者の中から適任者を理事長が委嘱する。  
上記特任審査員(旧全国審査員)のうち、3期9年以上にわたり、段位認定会において審査に携わり本制度の発展に多大な功績のあった審査員に対して「名誉師範」または「師範」の称号を贈ることができるものとする。
  - (2) 全国審査員  
全国審査員は全麵協五段位認定者で、五段位に認定後二年以上経過している者で全麵協会費納入基準に定める個人として納入基準額を納付している者の中から次の条件を満たす者を「選考委員会」が選定し、理事会の承認を経て理事長が任用する。
    - ① 全麵協の活動に積極的に貢献している。
    - ② そばに関する高度な知識を有している。
    - ③ 素人そば打ち段位認定制度に精通している。
    - ④ 公平・公正な技能審査実績を有し、人格的に優れている。全国審査員はすべての段位認定会審査ができるものとする。
  - (3) 地方審査員

地方審査員は、四段位に認定され、全麵協が実施する「地方審査員 任用講習会」の受講を修了し、段位認定部会における書類審査を経て、「選考委員会」で適任であると認める者で全麵協会費納入規程に定める個人として納入基準額を納付している者を理事会に報告し任用する。

地方審査員は、既に任用されている三段位認定者は初段位認定会、四段位認定者は初段位及び二段位認定会、五段位認定者は初段位、二段位及び三段位認定会における審査ができる。

- 2 地域認定会および支部認定会における審査委員長は、全国審査員または本基本要綱第 14 条に定める指定指導員若しくは段位認定事業部が適任であると認められた者でなければ選任することはできないものとする。
  
- 3 四段位及び五段位認定会においては、受験申込み時、所属団体の代表者の推薦を受けることとなっているが、この推薦された者が受験する段位認定会には、当該推薦者は審査員となることはできないものとする。

#### 第 11 条の 1 名誉師範、師範、師範代

前条第 1 項の特任審査員として委嘱していた審査員で、段位認定制度の発展に多大な功績があり、かつ、一般社団法人全麵協の運営に大きな貢献をした審査員に対して理事長が、名誉師範、師範、師範代のいずれかの称号を贈呈することができるものとする。

- 1 前項の称号については、審査員としての委嘱年数、審査回数、貢献度等を総合的に勘案して理事長が決定するものとする。

#### 第 12 条 段位認定会における審査員数

段位認定会の公平・公正を期すため、次の各号に定める複数の審査員による審査を行うものとする。

- 1 基本要綱第 8 条第 1 号で定める「地域認定会」における審査員は 5 名で、全国審査員および地方審査員で構成するものとする。
- 2 基本要綱第 8 条第 2 号で定める「支部認定会」における審査員は 5 名以上で、全国審査員および地方審査員で構成するものとする。
- 3 基本要綱第 8 条第 3 号で定める「全国認定会」における審査員は 5 名以上で、特任審査員および全国審査員で構成するものとする。

#### 第 13 条 書類審査選考員および筆記試験等審査官の指名

- 1 四段位の書類審査および五段位認定会一次審査における問題、課題の作成および採点作業等は、別に定めるところにより行うものとする。

- 2 五段位認定会の、筆記試験および意見発表審査の審査官は、段位認定事業部で学識経験者、地域振興専門家及び全麵協役員等の中から適任者を選定し、理事長が委嘱するものとする。

#### 第14条 指定指導員

- 1 全麵協に指定指導員を置く
- 2 指定指導員は、段位認定事業部が四段位又は五段位に認定されている者の中からそばに関する高い知識及び技能を有し、かつ人格的にも他から尊敬され、そば打ち指導者として段位認定制度の普及に貢献できると認められる者で、全麵協会費納入規程に定める個人会員として納入基準金額を納付している者の中から推挙し、理事長が指名した者をもってあてる
- 3 指定指導員は、段位普及部会長の指示により第4条第2項の任務を遂行するものとする
- 4 指定指導員の運用に関する事項は、別に定める

#### 第15条 全麵協認証そば道場の開設

1. 全麵協は、会員から申請があったときは、そば打ちの技術・知識の普及を図るために全麵協が認証するそば打ち道場（以下「認証道場」という）の開設を承認し、これを運営させることができるものとする
- 2 前項の認証道場の開設手続、運用に関する事項は別に定める。

#### 第16条 段位認定登録者等の管理

- 1 全麵協は、第9条の規定により、段位認定会開催会員から、段位を認定した者の報告を受理したときは、「段位認定登録者名簿」に登載し管理するものとする。
- 2 段位認定会を開催した全麵協会員は、段位認定会に応募した者、受験応募したが受験できなかった者、棄権した者、不合格になった者、失格した者については、全麵協事務局に報告するものとする。全麵協事務局は、報告を受理したときは、それぞれの名簿に登載し管理するものとする。
- 3 全麵協会員は、所属する段位認定登録者の登録事項に変更を生じたときは、速やかに、様式第3号「段位認定登録者の登録事項変更届」により、全麵協事務局に報告しなければならない。
- 4 段位認定登録者名簿の登録事項のうち、認定番号、氏名、住所(市区町村まで)、所属している団体名、認定年月日、認定会場については公開する。

#### 第17条 疑義の解決

この要綱及び実施基準規程、審査方法等で疑義が生じた場合は、段位認定事業部で調査検討するものとする。この場合重要な事項については理事会に諮り承認を得るものとする。

## 付則

1. この要綱は、平成15年6月20日から施行する。
2. 全麵協素人そば打ち段位認定制度実施要領(平成9年7月10日制定)は廃止する。
3. この要綱は、平成17年5月14日から施行する。
4. この要綱は、平成17年8月1日から施行する。
5. この要綱は、平成18年5月13日から施行する。
6. この要綱は、平成20年5月9日から施行する。
7. この要綱は、平成22年6月15日から施行する。  
ただし、この要綱施行時点で、既に段位認定会開催について理事長の承認を受けた認定会については、旧要綱の規定を適用する。
8. この要綱は、平成24年5月12日から施行する。
9. 全麵協素人そば打ち段位認定制度実施要綱(平成17年5月14日制定)は廃止する。
10. この基本要綱は、平成26年5月17日から施行する。
11. この要綱は、平成26年12月15日から施行する。
12. この要綱は、平成28年4月1日から施行する。